

屋外広告物は、屋外広告物法に基づき都道府県（政令指定都市、中核都市においては市）において屋外広告物条例を制定しており、掲出する前に屋外広告物許可申請が必要である。また、広告物の大きさや形状、設置によっては、建築確認（建築基準法）や道路使用許可、道路占用許可（道路交通法）などの申請が必要で、各地域の景観条例やまちづくり協定などの屋外広告物に関する規制を確認する必要がある。

それぞれの申請には手順があり、管轄も異なるため、一括して申請することはできないので、計画からデザイン、設置までの十分なスケジュール管理を行うことが大切である。

**屋外広告物法と屋外広告物条例**

- 屋外広告物法は、良好な景観の形成又は風致の維持と公衆に対する危害の防止を目的とし規制する。
- 規制は、都道府県がそれぞれに屋外広告物条例を定め規制する。
- 景観行政団体である市町村や歴史まちづくり法に基づく認定市町村は、都道府県と協議の上、屋外広告物条例を定め、必要な規制を行うことができる。

**屋外広告物条例の主な規制**

- 屋外広告物が掲出できない地域・場所（禁止地域・禁止物件）
- 掲出できる地域と広告物の規格（許可地域・大きさ・高さ・数量など）
- 許可申請（許可・更新・変更）
- 屋外広告物業登録制度（広告物の製作や設置・工事を行う者の登録）
- 罰則

**屋外広告物が関係する条例・計画（地域により異なる）**

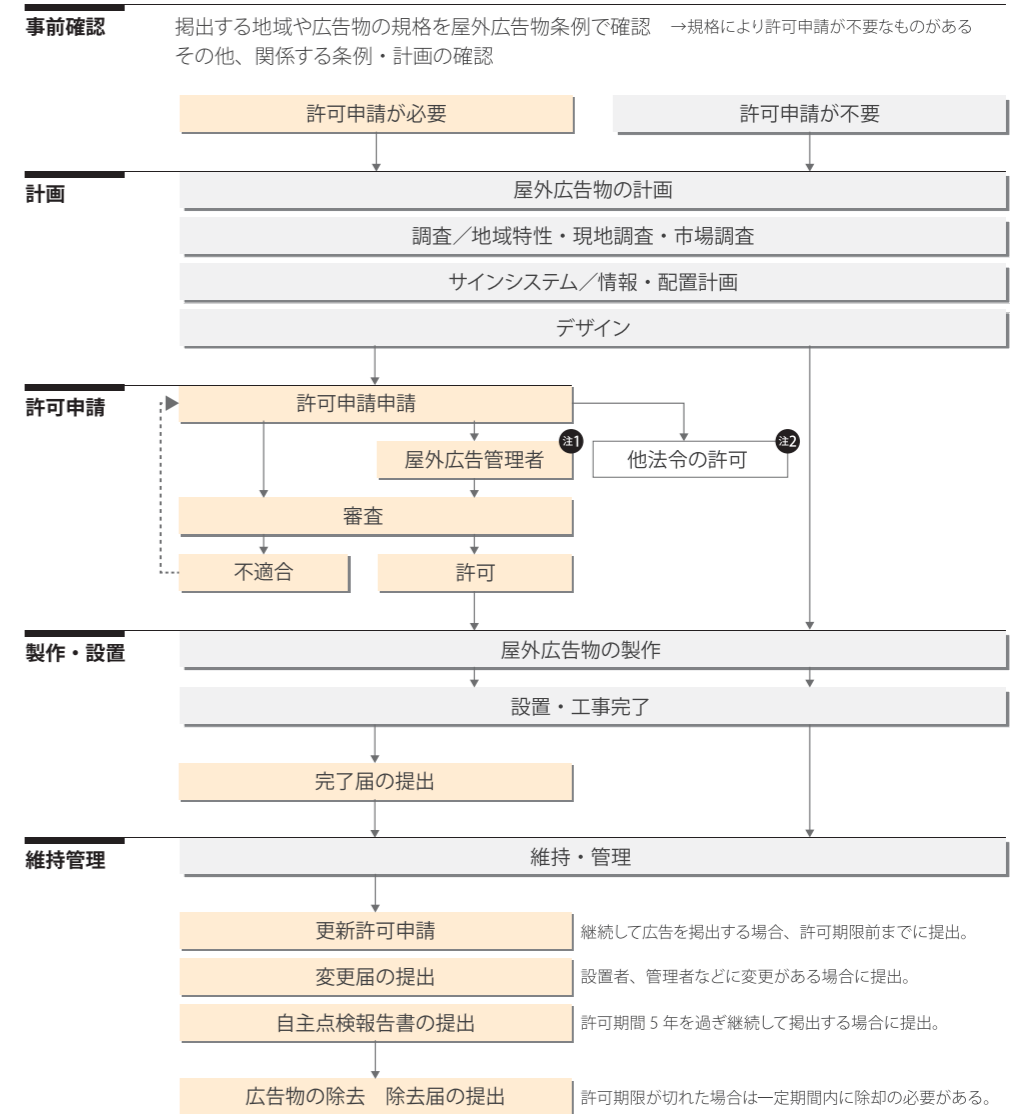
- 屋外広告物条例
- 景観条例・景観計画・総合計画
- まちづくり条例・協定
- 屋外広告物ガイドライン
- 景観ガイドライン
- 色彩ガイドライン

**景観行政団体**

都道府県、政令指定都市、中核都市など。または、都道府県知事と協議して景観行政を実施する市町村を指す。景観行政団体は、景観法の下、景観計画、景観条例を定めることができる。

**屋外広告物の計画から設置までのスケジュール**

注：許可申請については、それぞれの屋外広告物条例により異なる。



① はり紙、はり札類、立看板等の簡易な広告物、電柱を利用する広告物、建築物の壁面に直接塗付する広告物は、広告物を管理する者の設置が義務づけられている。高さが4m以上の広告物または広告物を掲出する物件を管理する者は、「屋外広告士」・「建築士」のいずれかの資格等を有する者でなければならない。

② 高さが4mを超える広告物は、工作物にあたり、確認申請が必要。道路上に広告物を出す場合は次の許可申請が必要。道路占用許可（道路管理者）道路使用許可（警察署）

維持管理については、許可申請の要・不要にかかわらず、定期的な掃除等を行い、美しい外観を保ち、事故のないように点検等を行い、安全性を確保する。